

内閣総理大臣 菅直人殿  
文部科学大臣 高木義明殿  
東京都知事 石原慎太郎殿  
各都道府県の教育委員会委員長殿

## 「君が代」斉唱の際の不起立者処分への合憲判決に関する要求と決意の表明

私たちは、去る 2011 年 5 月 30 日、最高裁第二小法廷が、公立学校の卒業式で「君が代」を斉唱するとき教諭を起立させる校長の職務命令は「思想・良心の自由」を保障した憲法 19 条には違反しないという判断を示して、元教諭の上告を棄却したことに深い心の痛みと憤りを覚え、教育現場の将来に大きな危惧を感じるものです。

私立学校はいうまでもなく、公立学校において教諭も生徒も各人の「思想・良心の自由」が保障されることは当然の権利ですが、そればかりか、私たちは学校教育が個々人の思想信条の自由が保障される社会を形成するための人格を育む責任を負っていると考えます。その学校現場において、「卒業式、入学式には国旗に向かって起立し、国歌を斉唱せよ」という職務命令によって「君が代」「日の丸」への敬意を強要し、それに同意しない教諭を職務命令違反として処罰した不当行為を「合憲」とする判断は、権力によって思想言論を統制する手段にほかなりません。

この度の判決には、裁判長の「不利益処分を伴う強制が、教育現場を疑心暗鬼とさせ委縮させることがあれば、教育の生命が失われる」「強制や不利益処分は可能な限り謙抑的であるべきだ」との補足意見が付されています。従って、この判決が、いかなる場においても、学校の教育現場における秩序を保つという理由で少数者の思想信条を圧殺し、思想統一の根拠として振りかざされることのないように、私たちは強く要望いたします。

そもそも学校の教育現場は、個々人の思想信条の自由が保障される場であり続けるべきであり、しかも「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」(旧「教育基本法」前文)教育の基本に責任を負うべき場です。それゆえ、今後、この判決を根拠にして、上への忠誠よりも個人の信条が優先するという意識を持つ教諭を学校現場から排除し、上からの命令に無批判に服従する教師のみを任用することで、同様の人格形成をめざす教育が公然と推し進められることが決して起きないように、私たちは常に闊達で自由な意見が交わされる教育環境の保全を要求いたします。

さらに、私たちは日本国の市民であるキリスト者として、この国の歴史に責任を負うものであるとの自覚をもち、日本国に在住する市民と次世代を担う若者たちが日本国のもたらした罪の痛みの歴史への認識を風化させることがないように歴史を正直に見つめ、罪を悔い改める信仰の告白へと導かれるように教会の教育に努めます。それゆえ、「国旗・国歌への敬意の表明は国際マナーである」という理由から、この国の罪責の歴史認識を一切無視して「日の丸」「君が代」に関して無前提に敬意を表明すべきであるとの立場に私たちは与しません。私たちに神との和解を与え、さらに、お互いの間に和解のつとめをお与えになったイエス・キリストへの信頼と感謝の信仰的決断として、「日の丸」への敬礼や「君が代」の伴奏や斉唱の強制、また、その際の起立の強要に関して、自覚的に抗議の姿勢をもって臨みます。

和解の主イエス・キリストが私たちをとりなし、私たちの未来を創造してくださいますように。

2011 年 6 月 1 日  
日本バプテスト連盟 理事会